

第六十五回国会 法律 務 委員 会 議 録 第 八 号

昭和四十六年三月五日(金曜日) 午前十時三十一分開議

出席委員

- 委員長 高橋 英吉君
理事 小澤 太郎君
理事 小島 徹三君
理事 畑 和君
理事 岡沢 完治君
理事 石井 桂君
理事 河本 敏夫君
理事 島村 一郎君
理事 中村 弘海君
理事 松本 十郎君
理事 勝澤 芳雄君

- 理事 鍛冶 良作君
理事 福永 健司君
理事 沖本 泰幸君
理事 江藤 隆美君
理事 國場 幸昌君
理事 千葉 三郎君
理事 西銘 順治君
理事 村上 勇君
理事 青柳 盛雄君

出席國務大臣

- 法務大臣 植木庚子郎君

出席政府委員

- 法務政務次官 大竹 太郎君
法務大臣官房長 安原 美穂君
法務大臣官房副長 貞家 克巳君
法制調査部長 山本 忠義君

委員外の出席者

- 最高裁判所事務 瀬戸 正二君
総局民事局長 福山 忠義君
法務委員会調査 福山 忠義君

委員の異動

- 三月四日 補欠選任
勝澤 芳雄君 中澤 茂一君

同日五日

- 補欠選任
中尾 栄一君 國場 幸昌君
永田 亮一君 中村 弘海君

同日

- 山手 満男君 西銘 順治君
中澤 茂一君 勝澤 芳雄君
補欠選任
國場 幸昌君 中尾 栄一君
中村 弘海君 永田 亮一君
西銘 順治君 山手 満男君

三月三日

民事訴訟費用等に関する法律案(内閣提出第七九号)
刑事訴訟費用等に関する法律案(内閣提出第八〇号)

同日

民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律案(内閣提出第八一号)
民事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八二号)

同日

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)
商法の一部改正反対に関する請願(米原昶君紹介)(第一五七四号)

同日(谷口善太郎君紹介)(第一六五九号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

旧教達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)
民事訴訟費用等に関する法律案(内閣提出第七九号)
刑事訴訟費用等に関する法律案(内閣提出第八〇号)

〇号)

民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律案(内閣提出第八一号)

〇高橋委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の民事訴訟費用等に関する法律案、刑事訴訟費用等に関する法律案並びに民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律案の三法案を一括議題とし、順次提案理由の説明を聴取いたします。植木法務大臣。

民事訴訟費用等に関する法律案
刑事訴訟費用等に関する法律案
民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〇植木國務大臣 民事訴訟費用等に関する法律案、刑事訴訟費用等に関する法律案及び民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律案の三案につきまして、その趣旨を便宜一括して説明いたします。

御承知のとおり、わが国の民事及び刑事の訴訟費用に関する制度は、明治二十三年制定の民事訴訟費用法、民事訴訟用印紙法及び商事非訟事件印紙法と、大正十年制定の刑事訴訟費用法等の四法律によりその基礎が定められているのであります。これらの制度につきましては、自來、見るべき改善が行なわれることなく、わずかに、昭和十九年制定の訴訟費用臨時措置法によりまして証人の日当の額等に関する特例を定めることとされ

多くの不備な点が目立つようになり、解釈や実務慣行によりこれを補うている点が少ないのであります。

そこで、政府といたしましては、この制度の適正円滑な運営を確保しますため、鋭意その具体的な改善につき検討を進めてまいりましたところ、このたびようやく成案を得ましたので、ここにこれらの三法案を提出する運びとなりました。これらの法律案は、現行の民事訴訟費用法、民事訴訟用印紙法、商事非訟事件印紙法、刑事訴訟費用法及び訴訟費用臨時措置法の五つの法律を廃止しまして、新たに、民事訴訟等の費用及び刑事訴訟費用のそれぞれに関する必要な事項を体系的に整備しようとするものであります。

主要な改正点について申し上げますと、まず民事訴訟等の費用につきましては、当事者間の償還請求の目的となる費用の範囲を明確にし、手数料を徴すべき申し立ての種類を限定するとともにその額を適正なものに改め、過大に納められた手数料等を簡易な手続で還付することができるよういたしました。また、民事、刑事の手続における証人等に対しては、新たに、出張に必要な旅費の日当についても日当を支給することとし、旅費の種目として航空賃を加えることとしたしております。なお、これらの改正措置は、原則として本年七月一日からこれを実施することとしておりますが、ただ民事訴訟等における手数料に関する点につきましては一部のものを除き同年十月一日から実施することとし、また、これらの改正に伴う必要な経過措置を定めますとともに、関係法律の規定の整理を行なうことといたしております。以上が、民事訴訟費用等に関する法律案、刑事訴訟費用等に関する法律案及び民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律案

法案の三案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○高橋委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

三法律案に関する質疑は次回に譲ることいたします。

○高橋委員長 内閣提出の旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。畑和君。

○畑委員 この法律案について、若干の質問をいたしたいと思ひます。

この提案理由の説明によりますと、いとも簡単に書いてありまして、この提案理由を聞いておるだけではさらっとわかつたような気がするのです。ところで、法案それ自体を私は読んでみたのです。そうするとこれは案外に難解な文章でして、私が頭の悪いせいかなかなかよくわからないのです。

そこで質問するのですけれども、旧執達吏、執行吏といふか、それからなつた人たちのことについてはもうすでに規定があつて、問題は解決しておる。ところが、執行官になつた人についてまだそれが解決しておらない一部の者がおるといふことで、執行官についての規定を、執行吏からなつた人の場合に準じて、それと同じように執行官に直接なつた人の関係についての規定をあわせてする必要があるのでつくられた法律案だと思ひます。それで、しかも旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律ということになつておるのを、もう執行官法の規定による恩給の年額の改定に関する法律といふふうに表題自体が変わつて、その中に、前の執達吏に関する規則をそのまま第一条に入れて、それで第二条に新たに、

今度改定を実際にする必要のある執行官の規定を入れた、こういうことだと思ひますが、そのとおりですか。

○眞家政府委員 御指摘のとおりでございますが、執行官法附則第十三条、十四条という規定がございますが、第十四条のほうは、旧執達吏規則に基づく恩給でございます。これは執行吏時代に退職された方の恩給を規定いたしまして、それは「従前の例による」といふおるわけでございます。第十三条のほうは、執行官になりましたから退職された方の恩給についての規定でございます。これは「恩給法の例によつて、恩給を受ける」といふことになっておりまして、実質におきましては、内容的には前後同一性を持つておるわけでございます。したがひまして、旧執達吏規則に基づくもののみについて従来規定しておりましたのを改めまして、それをも含めまして、いずれも法律の根拠をいたしましては直接には執行官法の規定によるわけでございますから、両者を含めまして、題名も改め、新たに執行官となつてから退職された方の恩給の根拠についても規定することにしたわけでございます。

○畑委員 そうすると、前の執達吏の関係のほうは、もう解決済みなんですか。

○眞家政府委員 執行吏時代に給与事由の生じた者につきましては、昭和四十三年のこの法律の改正によりましていわゆるスライド方式を組み入れましたので、すべて解決済みでございます。○畑委員 そうすると、今度解決しようとするのは、新たに執行吏から執行官に直接なつた人たちの一部に解決済みでない人たちがおる。そこで、それを直そうといふことで今度規定がなされた。それが今度の改正の動機ですか。

○眞家政府委員 そのとおりでございます。○畑委員 この、おたくのほうで出してくれたい説明の図面がございませぬ。「五 国庫補助基準額の推移と仮定俸給年額の改定状況」といふ資料が、図面で示されたやつがございませぬ。そうすると、右側のほうは、これは解決済みと言つていい

のですか。七等級三号相当の仮定俸給年額、この中でいろいろ段階的にこうなつていませぬ。二十八万七千円、その次は三十一万一千円、その次が三十一万二千円、こうなつていて、横に棒がおのおの引ばつてあるといふことですが、その最初のおの二十八万七千円というものが、横の線の二十九万九千八百円というものの線よりも低くなつておる。この関係はどうなんですか。もう済んでおるのですか。

○眞家政府委員 実は、一二ページ、一三ページの図面は、これは執行官になつてから退職事由の生じた、いずれもそういう人たちの関係でございます。まして、執行吏時代にやめられた方につきましては、解決済みでございますので、こういつた図面をつくりませんでしたけれども、それは一五ページをごらんくださいませぬと、一五ページの「六 執行官法の規定による恩給の受給者数」というのがございませぬが、その下のほうに、参照としてございませぬ。これは旧執達吏規則に基づく恩給の関係でございます。四十一人の受給者が、執行吏時代にあるいはそれ以前の執達吏時代も入るかも知れませぬけれども、そういう方が四十一人あるわけでございます。これらの者につきましても、現在基礎俸給年額が、二十四万二千円あるいは二十六万五千円となつておりますが、これは、現在のこの旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律の第四項によりましてすでに手当てがございませぬので、自動的に上がつていくわけでございます。したがつて、今回、一般文官につきまして恩給の改正がございませぬと、自動的にその金額は、二十四万七千円、二十六万七千九百円というふうになつていくわけでございます。これはすでに解決済みでございます。特におつた図面を指示いたしますことを省略させていただきます。したがひまして、一二ページ、一三ページにございませぬのは、いずれも執行官として退職した者についての表でございます。

○畑委員 そうすると、どれとどれが改定しな

てはならぬものなんですか。

○眞家政府委員 この図面も非常におわかりになりにくいと思ひますが、執行官の国庫補助基準額につきましては二種類ございまして、これは任命資格等が異なつたことに応じて格づけが異なつておるわけでございます。それは、執行官国庫補助基準額第一条と、附則第三条で当分の間低い額の国庫補助基準額を受ける者もあるわけでございます。

そこで、こういつたふうに二種類になつておるわけでございますが、まず一二ページのほうから御説明申し上げますと、これは国庫補助基準額令の附則第三条の「当分の間」の低いほうの七等級三号に見合ふ基準額の方でございますが、同額でございます。七等級三号に相当する一般公務員の現在の仮定俸給年額が、ここに黒い実線で引いてございませぬ。それが今度の昭和四十六年一月分からは二十七万六千六百円、十月分からは二十九万九千八百円というふうな恩給のベースアップが行なわれるわけでございます。ところで、現実には執行官について申し上げますと、これはほつておきますと、退職当時の国庫補助基準額が俸給年額とみなされまして恩給年額の計算が行なわれるわけでございます。この時期で刻みまして、その上に短い線で区切つた二十八万七千円とか三十一万一千円という数字がございませぬ。これが過去にございませぬ現実の国庫補助基準額でございます。そういたしまして、二十八万七千円という国庫補助基準額のとときに退職いたしました執行官は、これを放置いたしますと、今後二十八万七千円が基準となる。したがひまして、それはこの点線の二十九万九千八百円に達しておらないわけでございます。したがつて、どうしてここまですり上げる必要が生じるといふことになつたわけでございます。それが何人いるかと申しますと、次の一四ページでございませぬけれども、この第一欄に昭和四十一年十二月三十一日から昭和四十二年七月三十一日、その下のほう

で「政令附則第三条第一項本文該当者」というのがございまして、それが二十八万七千円、これは現実の国庫補助基準額でございます。そういう者が七人いるわけでございます。ところが、七人中には、実は在職年数等の関係で最低保障額しか受けていない、それから今度改正いたしまして、最低保障額でございまして十二万円に達しないという者がございまして、こういう人たちにとりましては、恩給の基礎を変えてみましても、結局は変更がないということで、そのうち四人がその対象者である、つまり基準となる額を先ほど申しました二十八万七千円から二十九万九千八百円に引き上げることで、実質的に恩給年額に變更を生ずる、増額になるということでございまして、そういう人たちが四人がその恩給に浴するという結果になるわけでございます。

○畑委員 その点で、この点では結局四人がこのままでいくとだめなんで、四人を救済するということが結果的にはなるわけですね。

○眞家政府委員 今度の恩給法の一部改正に伴って利益を受けるのは四人に限られるわけでございます。

○畑委員 その点で、このあたりは、もうこれでやればすうっとスライドでそういう不都合はなくなるのですか。

○眞家政府委員 現在の恩給の改定はおおむねこの仮定俸給年額を引き上げるといふ方法によって過去、戦後ずっとやっておりますが、その方式によつて引き上げられる限り、全くこれと同一の方式によりまして自動的に引き上げられるということになるわけでございます。

○畑委員 この一三ページの左のほうの箇面の場合は、これもやはり満たないところがありますね。四十一年十二月三十一日からですが、昭和四十二年八月一日までの間はどうかですか。

○眞家政府委員 これも理屈から申しますと、右のページと全く同じでございます。觀念的には六十五万五千円を基準額、つまり基礎となる俸給の俸給年額として、執行官退職者がいるわけ

でございます。それと同額でございます。四等級七号俸の公務員の仮定俸給年額は、現在六十八万七千二百円、今度は七十万一千四百円、さらに七十六万三百円となるわけでございます。したがって、觀念的にはすでに現在達していない、今度の改正によつてもむろん非常に違ってくるというところになるわけでございます。ところが次のページをごらんいただきますと、政令第一条に該当する者がきわめて少数でございます。一人でございます。これは執行官法制定以來新規に任命された方が大部分でございます。まだ退職者がほとんど出ておりません。したがって、これは実は昨年改正するということも考えられたわけでございますけれども、対象者がゼロであるならば必要がないであろうということで見送つたわけでございますが、これは今後の問題といたしまして、やはり右のページのものと同じようなシステムをとるのが相当である、一応同額の者が上げればそれと同じように上がるということの上がらうか、したがって、法律上は七十六万三千三百円まで十月分から上がるわけでございます。一月分からは七十万一千四百円に引き上げられるわけでございますけれども、結局はそれに該当する者がいない、つまり改定いたしましたも、今度の法律案の二条一項ただし書きで、前条第一項ただし書きを準用する、とございまして、前条第一項ただし書きを準用する、と申しますのは「改定年額が従前の年額に達しないものについては、この改定を行なわない」ということになるわけでございます。かりにそういう改定をすずで受けておる者があつたらしく、このベースアップというのだから振り、現実には働いてこないという結果になるわけでございます。

○畑委員 将来の問題といたしましては、こういうスライド制をとることによつて自動的に右のページの執行官と同様の取り扱いが行なわれるわけでございます。

○畑委員 大体わかつたようにならないうなことだけれども、大体わかつたことにおきまして、なかなかやつとしくてわからぬ。

その次、これは裁判所のほうへ聞くことになると思うのですが、裁判所のほうで調べてあると思うのですが、いまの執行官の数は一体どのくらいあるのかということ。前に四十一年十二月三十一日に執行官法が施行され、その前の数字が何名で、それからいま現在全国の執行官が何名おるか、それをひとつお聞きしたい。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 お答えいたします。執行官法が実施せられましたのは昭和四十一年十二月三十一日でございますが、実施前日における執行官の数は三百三十七名でございます。本年の一月一日現在の数は三百五十七名でございます。

○畑委員 その前よりも二十名現在にふえておるといふことになると思ふ。

そこで、任命の状況はどうなつておるか、あるいは退職、それで差し引き幾らという点で、四十二年から四十五年までの数字をひとつ言つてみてください。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 お答えいたします。昭和四十一年十二月三十一日、任命が四名でございます。したがって、同年末の採用者数三百四十一名。昭和四十二年の任命が五十六名でございます。退職が三十九名、したがって、同年末における在職者は三百五十八名。昭和四十三年、任命は三十七名、退職が二十二名、同年末現在三百七十三名。昭和四十四年の任命者数が十九名、退職が二十八名、同年末現在三百六十四名。昭和四十五年、任命が二十三名、退職が三十名、したがって、同年末における在職者は三百五十七名ということになっております。

○畑委員 結局古い執行吏あるいは執行吏上がりの執行官がだんだん年齢の関係もあるが減つていく、そのかわり新しい事務官、書記官等の退職した人たちが執行官に任命された者がだんだんふえていっている、こういうことだと思ふのですが、いまの三百五十七名のうち、執行吏あるいは執達吏から執行官になった人はどのくらい残つておりますか。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 お答えいたします。新法による任命資格を有する者で任命せられた者が百九十五名、旧法による任命資格で任命せられていた者が百六十二名でございます。

○畑委員 そうすると、旧法の当時の人たちがより新しい制度によつて任命された人のほうが若干オーバーしていらつて、任命されたことになつておると思ふ。大体この数字はそれでわかりませんが、この新しい執行官を任命するにどういうふうな任命をするのか、いろいろ試験をやつてやるのか、それとも試験もなしで選考なんかをやつておるか、それをひとつお聞きしたいので

○瀬戸最高裁判所長官代理者 お答えいたします。執行官法によりまして、執行官は地方裁判所が任命することになつております。地方裁判所におきましては、執行官任用試験委員会というものを組織しまして、これは裁判官二名、事務局長、民、刑首席書記官によつて構成されておりますが、この委員会による筆記試験並びに面接試験、これによりましてこの試験合格者を任命しているわけでございます。筆記試験は裁判所に関する法規、すなわち憲法及び裁判所法並びに執行官の職務及び権限に関する法規、主として執行官法でございますが、その他執行官の職務執行に必要な法規、民法、民訴法、競売法、執行官手続規則等に關する理論及び実務知識について行なつております。

○畑委員 その点で、前には執達吏代理といふのがありましたけれども、いまそういう制度はないんだらうと思ふのですが、執行官だけでいい、それともまだ若干それが何かの形に残つておりますか。そのほかに事務官——裁判所の事務官で裁判所の仕事をやる人はわかつていますけれども、それ以外に、執行吏に直接くつづいていろいろ事務

をやっているというより、代理のほかにそういった事務をやる人なんかもありますか。その辺をお伺いしたいのです。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 従来旧法におきまして執行吏代理という制度がございまして、これは現実には執行官と同じように執行行為を行なっておりまして、執行官法制定の際に、国家公務員でない、裁判所職員でない執行吏代理というものが現実の執行をすることは好ましくないということになりまして、執行官が行なうという原則を立てたわけでありまして。ただ従来おりました執行吏代理、これをそのまま職を奪うということもいかかると存せられましたので、附則の十一条という規定を設けまして、従来の執行吏代理は裁判所の許可を得た場合には執行官臨時職務代行として従来どおり代行の仕事がございまして、附則を設けたわけがございまして。したがって、現在は、旧法時代の執行吏代理という名前が執行官臨時職務代行という名前で実体が残っているわけがございまして。そのほか、執行官は自分の費用で事務員を雇用しております。したがって、執行官室には、執行官と臨時職務代行者と事務員という三種の職員がいるということがございまして。

○畑委員 そのうると、まだ旧来の代理というのを急にやめるわけにはいかないということ、臨時執行官代理ということ、結局裁判所の許可を得てやっておる。だんだんこれは数が減っていくに違いないけれども、いまだのくらい全国でおりますか。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 執行官法施行前日におきまして二百四十名おりましたが、本年一月一日現在百三十八名となっております。したがって、約百名が減少したということがございまして。

○畑委員 その補助者の事務員というのはどのくらいおられますか、わかっていますか。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 同じく執行官法施行前日現在で二百八十二名おりました。本年の一

月一日現在で三百三十一名でございます。○畑委員 そのうると、執行官臨時代理者も、それから事務員というの、結局執行官を補佐して、執行官の手数料の中で、執行官のほうでその給料などは払っておる、こういうことですね。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 そのとおりでございます。

○畑委員 続いて、この間からちよつと話しになっております、執行官が一人当たりどのくらい手数料が入ってくるのだからかということ、もし非常にきわめて低ければやはりその処置もしなければならぬのじゃないかということ、場合によつたら、この法案を上げるに付帯決議等もつけて、そういうことの促進をはかろうというふうな話が理事会でこの間ございまして。そこで、手数料の状況はどうなっておるかということ、聞きたいと思っておったのでありますけれども、全国平均あるいは大都市あるいは中都市、小都市、その例によつて、最近の状況を年度別に調べてありましたら、ひとつ御報告願いたいと思っております。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 お答えいたします。まず全国平均でございますが、昭和四十二年における平均は百八十四万六千円、昭和四十三年度二百三十八万八千円、昭和四十四年度二百三十八万三千元、昭和四十五年度二百七十三万七千円でございます。

大都市の裁判所といたしまして、東京の事例を次に申し述べたいと思っております。昭和四十二年六百六十四万五千円、四十三年四百二十三万二千元、四十四年四百七十七万三千元、四十五年五百七十七万三千元、中都市としまして長崎の例を申し上げますと、昭和四十二年二百四十一万一千円、四十三年二百四十九万一千円、四十四年三百七十一万九千円、四十五年四百二十万三千元。小都市としまして金沢の事例を申し上げます。昭和四十二年七十四万四千円、昭和四十三年百九万三千元、昭和四十四年九十九万四千円、昭和四十五年百七十五万

九千円でございます。○畑委員 いまの御調査による御報告を聞いたのであります。案外われわれが予想していたよりも比較的收入はいいように私は思うのです。全国平均で四十二年で百八十四万、それが四十五年になつて、逐次ふえてまいりまして、二百七十三万七千円ということになっております。逐次ふえておりますが、全国平均で二百七十三万だとすれば、月に十八、九万にはなつておるといふような計算だと思つておる。思給はありますけれども、この人たちにはない。思給はありますけれども、退職金等がない。それから、この中でいふ言つた臨時執行官代理も雇う、それから事務員も雇うというふうな関係もございまして、それらに対する俸給の支払い等も差し引かなければならぬということもありますけれども、この数字からすれば、われわれが心配していたのとはだいぶ違つて、案外にわりあい収入があるような感じがいたします。特にその中で、いま例示をされました中で、東京の場合の例であります。平均して、四十二年が六百六十四万五千円という数字になっておる。これは相当の数字、一人平均が六百六十四万五千円ですから、おそらく最高は最低もあるでしょうが、その中間をとつたのがこれだけですから、そうすると月に五十万の収入があるわけです。それからそういう人は事務員もよけい使っているだろうし、代理も二人ぐらいは使っているだろうしというふうなこともあろうと思つておる。それといたしまして、これはわれわれ代議士よりはなかなかよき収入だと思つておる。われわれはいろいろいろいろな差つけがあつて、最後にもうやつは、俸給袋はずいぶんさびしいのですが、それに比べてたら案外いいやうな気がいたします。少しよ過ぎるんじゃないかとすら思つておる。それで、これは四十五年になつて少し下がりました。途中でちよつと、四十二年が六百六十四万五千円だけれども、四十三年でぐつと四百二十三万となつておる。四十四年で四百七十七万、また少し上がつていって五百七十七万、それでも四十

二年から比べればこれは低下をしております。このことは、大都市のほうもだんだん減つてきて、中都市、小都市のほうもだんだん減つてきておる。これは裁判所規則でその辺をあんばいするための規則が改正された、そこでその辺のアンバランスを解消するやうな手段をとつたということが一つは私は原因だと思つておる。逐次ふえておるけれども、それとして大都市が相当金額が多過ぎるやうな気がする。これは、一つは大都市には執行官が足りないのじゃないか。したがって、事件が多いのに人数が足りない。したがって、収入もほかの地方都市に比べてたらばうに多いという結果になつておると思つておる。その辺についてはどうお考えですか。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 執行官につきましては、いわゆる俸給制をとつておりませんので、いわゆる定員というものはございせん。この数で足りるかという御質問でございまして、現在のところ執行官が遅延して困るという状況は起こつておらないようございまして、大体三百五十名でまず無事に執行行為に遅滞を生ぜず遂行しておる状況にございまして。

○畑委員 定員というのではないというお話でありまして。したがって、執行官になりたい人がおれば、志望すればできるわけです。そうすると裁判所にとつておるよりもよほどそつちのほうに俸給が、東京の場合などは収入がよろしい。退職金等の保障あるいはその他のいろいろな一般公務員並みの保障等がない点もありません。しかし、それを割り引いて考えても相当多いわけだ。だからさぞかし、そのまゝにしておけば執行官を希望する書記官なり事務官なりが、私にもつと出てくるはずだと思つておる。その辺押えておるやうなことはありませんか。あるいはまた執行官仲間が、そうしては自分たちの権益の侵害になるから、一人頭の収入が減るからということ、それをむしろ何らかの形で阻止するということ、そのような等はないのでしょうか。その辺一時はど

ど一時は確かに執行を頼んでもなかなかそれ

二年から比べればこれは低下をしております。このことは、大都市のほうもだんだん減つてきて、中都市、小都市のほうもだんだん減つてきておる。これは裁判所規則でその辺をあんばいするための規則が改正された、そこでその辺のアンバランスを解消するやうな手段をとつたということが一つは私は原因だと思つておる。逐次ふえておるけれども、それとして大都市が相当金額が多過ぎるやうな気がする。これは、一つは大都市には執行官が足りないのじゃないか。したがって、事件が多いのに人数が足りない。したがって、収入もほかの地方都市に比べてたらばうに多いという結果になつておると思つておる。その辺についてはどうお考えですか。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 執行官につきましては、いわゆる俸給制をとつておりませんので、いわゆる定員というものはございせん。この数で足りるかという御質問でございまして、現在のところ執行官が遅延して困るという状況は起こつておらないようございまして、大体三百五十名でまず無事に執行行為に遅滞を生ぜず遂行しておる状況にございまして。

○畑委員 定員というのではないというお話でありまして。したがって、執行官になりたい人がおれば、志望すればできるわけです。そうすると裁判所にとつておるよりもよほどそつちのほうに俸給が、東京の場合などは収入がよろしい。退職金等の保障あるいはその他のいろいろな一般公務員並みの保障等がない点もありません。しかし、それを割り引いて考えても相当多いわけだ。だからさぞかし、そのまゝにしておけば執行官を希望する書記官なり事務官なりが、私にもつと出てくるはずだと思つておる。その辺押えておるやうなことはありませんか。あるいはまた執行官仲間が、そうしては自分たちの権益の侵害になるから、一人頭の収入が減るからということ、それをむしろ何らかの形で阻止するということ、そのような等はないのでしょうか。その辺一時はど

ど一時は確かに執行を頼んでもなかなかそれ

二年から比べればこれは低下をしております。このことは、大都市のほうもだんだん減つてきて、中都市、小都市のほうもだんだん減つてきておる。これは裁判所規則でその辺をあんばいするための規則が改正された、そこでその辺のアンバランスを解消するやうな手段をとつたということが一つは私は原因だと思つておる。逐次ふえておるけれども、それとして大都市が相当金額が多過ぎるやうな気がする。これは、一つは大都市には執行官が足りないのじゃないか。したがって、事件が多いのに人数が足りない。したがって、収入もほかの地方都市に比べてたらばうに多いという結果になつておると思つておる。その辺についてはどうお考えですか。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 執行官につきましては、いわゆる俸給制をとつておりませんので、いわゆる定員というものはございせん。この数で足りるかという御質問でございまして、現在のところ執行官が遅延して困るという状況は起こつておらないようございまして、大体三百五十名でまず無事に執行行為に遅滞を生ぜず遂行しておる状況にございまして。

がおそいという状況等もありましたが、最近はその辺りがあまりないようにも聞いております。その辺りかがなものでしょうか、承りたい。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 押えているという事実はございません。ただ、執行官の任命資格は新法によりまして四等級ということでございます。したがって、相当高い任命資格でございますので、これに該当する者が必ずしも数が多くはないということに言えるかと存じます。

○畑委員 最後にお聞きしたいのですが、先ほど法務省のほうからもお話がありました。基準額令の附則第三条の該当受給者が四名だと聞いております。その支給金額はお幾らですか。総額です。これは裁判所が調べているようだから裁判所に聞いてもいいのですが……

○眞家政府委員 退職後の恩給のことでございます。すので、便宜私のほうからお答え申し上げます。恩給の年額、改定後の年額でございます。現在受けておられます恩給年額十二万五千四百円のもの十二万五千九百六十円になるのが一人でございます。十二万円を受けておられますものが十二万三千九百八十八円となるのが一人でございます。それから十二万二千四百五十四円の恩給を受けているものが十二万七千九百五十五円になります。最後にいま一人は、十二万六千二百八十円を受けておられますのが十三万一千九百十二円となります。これが本年十月分から引き上げになるわけでございます。本年度の予算におきましては、平年度の四分の一でございますので、合計いたしました五千九百八十八円が所要経費ということになるわけでございます。

○畑委員 裁判所のほうに国庫補助金の支給実績を聞きたい。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 基準額に達しませんので国庫補助を受けている該当者、これは高いほう、基準額令第一条と附則三条と二通りでございますが、昭和四十四年度におきまして第一条該当者は四名でございます。支給総額は百三十万六千三百三十二円。附則第三条の該当者、これは受給

者数が五名でございます。支給総額が九十三万一千三百四十二円となっております。

○畑委員 以上で終わります。

○高橋委員 岡沢完治君。

○岡沢委員 もうすでに畑委員のほうからお尋ねしたい大部分をお尋ねになりましたし、詳細なお答えもございましたので、ダブらない範囲で二、三お尋ねいたします。

現在の執行の申身、家の明け渡しとかあるいは不動産の執行とか、その申身は大体どういふふうになっておるか、それだけお知らせいただきた

○瀬戸最高裁判所長官代理者 四十四年度の数字を申し上げます。

合計が九十五万九千九百八十二件執行行為がございまして、このうち民事訴訟法に準拠する執行行為が、家屋の明け渡し等あるいは金銭の取り立て等でございますが、これが十六万四千四十三件、仮差し押え八千八百九十五件、仮処分一万三千二百九十九件、競売法による競売、いわゆる任意競売といわれていたものですが、これは二万九千二百六十六件、破産財団の評価の立ち会ひまたは封印等、破産関係の執行が三百六十九件、告知ないし催告、これが二千六百六十六件、拒絶証書の作成二百七十四件、執行記録その他の書類の閲覧及び謄抄本の交付、これは執行の事後行為でございますが、これが五万四千九百二十一件、その他二万六千六百十三件、それから送達、これは民事の送達が四十一万三千二百二十四件、刑事の送達が二十四万六千五百二十二件、合計九十五万九千九百八十二件、この相なるわけでありませう。

○岡沢委員 わかりました。

執行官への不満といえますか苦情というのは、わりと弁護士仲間では常によつよつ言われているわけですが、どういふ苦情が一番多いか、監督官庁としてお調べのついでに範囲をお答えいただけますか、お尋ねいたします。

会同等で問題になりますのは、執行の申し立てをして執行に着手するまでの期間が若干長い、すぐ着手してくれないといったような苦情等が聞かれております。

○岡沢委員 執行官の汚職がここ二、三年前まではかなり大きく新聞等をにぎわしたわけでございますが、その後のいろいろ給与の体系の改正とか金銭の取り扱ひ事務の改正等がございました。最近の汚職の傾向、それから増減、それと申します、給与体系の改正等と顕著な関連が見られるかどうか、お尋ねいたします。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 お答えいたします。

四十三年におきまして、岡山地裁津山支部で二件、これは虚偽有印公文書作成、同行使、取賄等の事件が起きております。同じく四十三年に、東京地裁におきまして取賄事件が一件起きております。同じく大津地裁におきまして取賄、東京地裁におきまして取賄、岐阜地裁におきまして虚偽有印公文書作成事件が起きております。津地裁伊勢支部におきまして、有価証券偽造行使、詐欺の事件が起きております。岡山地裁におきまして、取賄事件が起きております。山形地裁米沢支部におきまして、加重取賄、虚偽公文書作成事件が起きております。四十四年に入りまして、水戸地裁におきまして取賄事件、京都地裁におきまして取賄事件が起きております。しかし、昭和四十五年におきましては、神戸地裁尼崎支部におきまして、職権乱用事件が起きておりますが、四十五年はこの事件一件限りでございます。年々減少の傾向をたどっております。

○岡沢委員 そうすると、やはり国会でもいろいろ問題になりまして、身分の保障とか給与体系の改正とか、きょうの法案もその一つだと思えますけれども、かなりそういう改正の効果があがって、汚職が減ってきていると見ていいと思えますね。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 執行官法の制定以來、その成果が着々実っているということは、そ

のとおりでございます。ことに新執行官法による任命資格を持った者、すなわち四等級以上の者の犯罪行為というのは全然あらわれておりません。

○岡沢委員 最後に、先ほど畑委員も執行官の任命資格あるいは手続等お尋ねになりました。執行官規則の第一条に任命資格の規定があるわけでございますが、この条文の中に、「最高裁判所が定める基準に該当するもの」というのがございます。

最高裁判所はどうかという基準をきめておられるのか。それから、先ほど試験について面接と筆記と両方あるとおっしゃいましたが、同じ条文によりまして、裁判所書記官については筆記試験は免除できるとなっておりますが、実際には行なっておりますのか、やはり免除しておられるのか、その辺をお尋ねいたします。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 お答えいたします。

執行官法第一条に基づきまして、最高裁判所規則昭和四十一年十一月八日規則第十号でございますが、執行官規則という規則をつくって、そこで基準をきめております。その執行官規則第一条によりまして、「一般職の職員に給与に関する法律第六條第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)に定める職務の等級が四等級以上の職にあつた者又はこれに準ずる職歴を有する者で、最高裁判所が定める基準に該当するものうちから、筆記及び面接の試験による選考を経て、任命するものとする。ただし、裁判所書記官であつた者については、筆記試験は行なわれないことができる。裁判所書記官であつた者については、筆記試験が規則一条で免除されております。

その規則の中でいいます最高裁判所の定める受給資格でございますが、これは一、二、三とございまして、一は「職務の等級四等級以上の職歴を有する者」二は「職務の等級三等級以上の職歴を有する者」三は「最高裁判所が前各号に準ずると認める者」この三つの基準に合致した者のうちから試験で採用するという方法をとっております。

○岡沢委員 それから、最高裁判所は裁判所書記官に対しては筆記試験は免除しておられるのか、やっぱりやっておられるのか。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 現実にも免除しておられます。

○岡沢委員 終わります。

○高橋委員長 青柳君。

○青柳委員 執行官法が審議されました五十六国会の昭和四十一年六月九日の衆議院法務委員会これを採決する際に付せられました附帯決議があります。それを読んでみますと、全部ではありません、要点だけです。

「わが国の執行吏制度については、今回の改正をもつては不十分である。よつて、政府並びに最高裁判所は、引き続き執行事務を直接固定俸給制の裁判所職員たる執行官において行なう方向について検討を加え、早急にその実現方について鋭意努力すると同時に次の諸点について配慮すべきである。そして、一から四までございしますが、その中で私は特にお尋ねしたいのは、第二に、「執行吏代理をはじめ執行事務に従事する職員の処遇並びにその地位の安定と雇用条件について格別の配慮を行なうこと、なお執行吏代理の執行官への登用については、その経験等を参酌してできる限り有利な取扱を行なうこと。」それから四に、「執行官以下執行事務の処理に当たる職員の教育並びに研修について、予算上の手当その他必要な措置を講ずること。」

私がお尋ねいたしたいのは、先ほどのお答えの中にもありましたように、現在執行官は約三百五十名、執行官臨時職務代行者が約百三十八名、それに事務職員のようなものが三百三十一名、合計八百十九名、こういう方々によって執行関係の仕事が運営されているようでありまして、そして五十六国会の審議にあたりましては、執行の職務を普通の公務員と違つたところ、現在のようないくつかの制度のもとに置かなければならぬ理由は一体どこにあるかということに対する質問に對しましては、一口に言つて、当時執行官が三百数十名、執

行官代理が二百数十名、現在よりも約百名多いわけです。それで合計六百名、それに事務をやる人がやはり三百名くらいあつて、手数料制から俸給制に切りかえますとおそらく執行官の三倍くらい、九百名ぐらいの職員が必要であつて、これが抜本的な改正に踏み切れない理由であるという要旨が答弁されているわけで、その状況は依然として改善されていないのかどうか。こういう附帯決議が行なわれてからすでに五年近かつたわけでございますから、その間の附帯決議の趣旨に沿つたどういふ努力がなされたか、お尋ねいたしたいと思います。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 いろいろ検討してございしますが、まず外国の法制を見ましても、俸給制のところもございしますし手数料制のところもございします。あるいは一部におきましては、一部固定給で残りは手数料を加味するといふ制度をとつていられるところもございします。わが国では何と申してか明治時代からずっと手数料の制度をとつてきたわけでございますが、国家公務員の方、裁判所職員のあり方としては、やはり俸給制が理想の姿であるといふことをわれわれは常々考へておりましたが、現状におきましてはやはりまだ俸給制への切りかへは非常に困難だと存じておるわけでございます。

○青柳委員 手数料制度といふのをあたかも何かやむを得ないもののように考へておられますけれども、裁判所がいろいろの事務を行なう場合、裁判所のサービスを求める当事者からいろいろの名目で手数料を徴収するのは、きょうも提案がなされました訴訟費用法の趣旨から見ましても、国が当事者から手数料を取るといふことは少しもおかしくないもので、それをただ公務員である執行官といふものが個人的に手数料を取るといふところに何か固執しているんじゃないか。そうじゃなく、国が当事者から手数料を徴収する、そしてもちろんそれだけで足りない場合には他の財源によりまして十分職員の俸給を保障するといふことではないわけでありまして、いつまでも何か自由職

業的な色彩を持つてゐる旧執行吏的の手数料制度、そういうものを固執しなければならぬ理由はないように思ふのです。職員が三倍になるから執行官あるいは執行に現在従事しておられますところの執行官代理あるいは事務員、そういうものを国家公務員にしてしまふことができないんだといふ根本的な理由がどうも十分理解できないのであります。こういう人たちはいわば民間の労働者と同じように執行官から俸給をもらつて雇われていく。したがつて、この人たちは非常に待遇が悪いわけですが、一般の国家公務員に比へまして、恩給の問題などはほとんど論外でございします。

したがつて、こういう人たちは自分の労働者としての権利を守るためには労働組合を結成して対抗しなければならぬといふような問題も当然起こります。現実には東京では全国一般労働組合に組織されている労働者も四十名くらいはあるといふふうな聞いておられます。そういうわけで、私はこういう制度が附帯決議の線に沿つて鋭意努力されているかどうかといふところに問題があると思ふのです。有資格者といふことが障害の一つになつてゐるようでありまして、執行官代理の資格は、旧執行吏規則十一条によりますと、「執達吏ノ登用試験ニ及第シタル者」「執達吏ノ職務修習者ニシテ三箇月以上其職務ヲ修習シタル者」「裁判所書記ノ登用試験ニ及第シタル者」といふようになつてゐるわけで、相当厳重な条件が旧執行吏規則分かつたすでに定められており、それが執行官法の附則第十一条においても踏襲されているように見えますので、どうもこれは代理のままで置いておかなければいけません。昇格させるのには不適当だといふようにも必ずしも思はないわけでありまして、それを採用されるのを妨げている事情は一体あるのかないのか。

そして、特に附帯決議はそういう点に留意いたしまして、第四番目に、「執行官以下執行事務の処理に当たる職員」の中には代理者もあれば事務員もあるわけですが、この「教育並びに研修については、予算上の手当その他必要な措置を講ずること」といふふうになつてゐるわけですが、前向きにこの附帯決議を実施するという努力が政府によつてとられたか、あるいは最高裁判所によつてとられたか。その点が私の質問の要点でございますが、ひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 答へたいと思ひます。

旧法の執行吏代理、これは新法で執行官臨時職務代行者になつたわけでございますが、旧法当時に執行吏に任命される資格を持っていた者は新法施行後におきましても執行官になり得る資格を持つ者でありまして、これにつきましては鋭意執行官として昇格させてきたわけでございます。その結果、臨時職務代行者の数が百名減少してきて、それからまた、その資格を有しない者につきましては、できるだけ裁判所職員に任用するといふ方法をとりまして、東京におきましても臨時職務代行者のうちから延吏に若干名、また事務員の中から最高裁の事務官に若干名が採用されている現状でございます。

○青柳委員 個々の執行官代理や事務員が裁判所職員に採用されるということは、その人個人にとつてみるとその待遇がよりよくなることとございしますから私も大歓迎でございますが、執行官制度そのものを附帯決議のいふように固定俸給制の裁判所職員たる者に変えていく。だから関連のあるところ、裁判所職員にしていくというのならよろしいのですけれども、延吏にしてしまつたり他の職務のほうに使うために登用したといふのは、これは制度との関連がほとんど切れてしまひます。依然としてその不足のところは執行官が新しい人をまた雇つてこななければならぬといふことにならざるを得ないわけなんです、なるべく執行官の数をふやし、そしてまた執行官が手数料を上げて水揚げを多くして、自分が雇ふ職員の待遇のために努力するなどといふような必要のないように、国全体としてこの執行官制度そのものを直接行なうような努力が払われたいと思つて、この附帯決議は決して生かされてこないと思つたわけ

す。だから、この点で少しでも前進面がないと、これは単に執行官から雇われている労働者の人たちの待遇問題というだけにとどまらず、この制度そのものが弊害があるわけでございますから、それを努力されたいとするならば、それは附帯決議の線に少しも沿っていないことを指摘したいわけでありませう。この点どうお考えになっていらっしゃいますか。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 執行官法の施行によりまして、従来の執行吏の制度が大幅に改革せられました。

それは第一に、従来は債権者が直接執行吏に事件を依頼し、直接金銭の授受をしていたわけでありませう。また役場も自宅に設けるあるいは裁判所外に設けるというようなことでございまして、執行官法によりまして、執務の場所は裁判所構内、また申し立ては裁判所にする。そして裁判所が各執行官に事件を配分する。また金銭の授受は、当事者は裁判所に金を納め、そして裁判所から執行官に手数料あるいは前納金を渡すというふうな制度になりました。裁判所といたしましては、あるいは庁舎を増築し、執行官の役場を裁判所構内に収容するために努力してまいりましたし、毎年会計職員を増員を要求いたしまして、執行官の会計事務の裁判所への取り込みということに努力してきたわけでございます。すでに三十九庁が実施せられました。本年度増員によりましてさらに三十九庁ふやす計画でございまして、残り九庁という状況にあるわけでございます。

このように裁判所といたしましては、執行官法のあるべき姿の実現ということにいま全力をあげているところでございまして、執行官法の姿が現実に実現せられた場合に、さらに今後の課題として執行官の手数料制あるいは俸給制の問題を考えていきたい、こう存じておる次第でございます。

○青柳委員 最後の一つだけ、国庫補助を執行官に与えるという制度、これは暫定的なものとしてやむを得ないのかもしれないが、これがあつても執行官の特権のようなものになつて、したがつ

て裁判所のほうで執行官の補助的な人を使ってやる、労働を肩がわりして吸収していく、そういうことは補助などというものも削られるというふうなことで、いわば個人職業的な、人を雇って幾らかもけるという特権的な執行官の職業的な地位といひますか、何かそういうものを守っているというふうなことであれば本来的な解決にはならないのではないかと。執行官の人たちから見れば、おそらく補助金をうんと上げてくれというふうな陳情はあつても、補助金を減らして、そのかわり自分自身の費用で雇わなくても済むように裁判所のほうでとんどん排除していくということには抵抗するといふような状況があるとすれば、これは前向きではないと私は考へる。だから、この辺のところをやはり附帯決議もございませう、もっともつとつと研究をいたしまして、そういう何か執行官が、言つてみれば特権的に従来の個人職業的な色彩のものを遵守しようとするのことに對しては改革のメスを加えていくということが必要ではないかといふふうに私は考へます。

私、時間が参りましたから、これで終わります。

○高橋委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○高橋委員長 これより討論に入るのであります。が、本案につきましては討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

おはかりいたします。

ただいま議決いたしました法律案に關する委員

会報告書の作成につきましては、委員長に御一任

願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○高橋委員長 次回は来たる九日午前十時理事會、十時三十分委員會を開くこととし、本日は、これにて散會いたします。  
午前十一時五十分散會

民事訴訟費用等に関する法律案  
民事訴訟費用等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 裁判所に納める費用

第一節 手数料(第三条―第十条)

第二節 手数料以外の費用(第十一条―第十三条)

第三節 費用の取立て(第十四条―第十七条)

第三章 証人等に対する給付(第十八条―第二十八条)

第四章 雑則(第二十九条・第三十条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 民事訴訟手続、行政事件訴訟手続、非訟事件手続、家事審判手続その他の裁判所における民事事件、行政事件及び家事事件に關する手続(以下「民事訴訟等」といふ)の費用については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額)

第二条 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等(当事者又は事件の關係人をいふ。以下同じ)又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 一次条の規定による手数料

二 第二十一条第一項の費用

三 執行官法(昭和四十一年法律第百一十一号)の規定による手数料及び費用

四 当事者等(その法定代理人又は代表者及びこれらに準ずる者を含む。次号において同じ)が口頭弁論又は審問の期日その他裁判所が定めた期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料(親権者以外の法定代理人、法人の

その手数料の額(第九条第二項の規定により還付される額があるときは、その額を控除した額)その費用の額その手数料及び費用の額証人に支給する旅費、日当及び宿泊料の例により算定した額

代表者又はこれらに準ずる者が二人以上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料)

五 代理人(法定代理人及び特別代理人を除く。以下この号において同じ)が前号に規定する期日に出頭した場合(当事者等が出頭命令又は呼出しを受けない期日に出頭した場合を除く)における旅費、日当及び宿泊料(代理人が二人以上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料)

六 訴状その他の申立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類(当該民事訴訟等の資料とされたものに限る)の書記料

七 前号の書類の提出の費用

八 官庁その他の公の団体又は公証人から第六号の書類の交付を受けるために要する費用

九 第六号の訳文の翻訳料

十 文書又は物(裁判所が取り調べたものに限る)を裁判所に送付した費用

十一 民事訴訟等に関する法令の規定により裁判所が選任を命じた場合において当事者等が選任した弁護士又は裁判所が選任した弁護士に支払った報酬及び費用

十二 裁判所が嘱託する登記又は登録につき納める登録免許料

十三 執行力のある正本の付与又は民事訴訟法第五百六十条において準用する同法第五百二十八条の規定により送達すべき公正証書等の謄本、執行文若しくは証明書の謄本の交付を受けるために要する費用

十四 前号の正本の付与又は謄本若しくは執行文の交付を受けるために裁判所以外の官庁又は公証人に提出すべき書類の書記料(その書類が官庁等の作成に係るものについては、その交付を受けるために要する費用)及びその

証人に支給する旅費、日当及び宿泊料の例により算定した額。ただし、当事者等が出頭した場合におけるそれらの額をこえることができない。

提出一回につき第一種郵便物の最低料金に書留料を加えた額(外国に居住する当事者が外国から提出した書類については、当該外国からの郵便料金に相当する額)

当該官庁等に支払うべき手数料の額及び交付一回につき第一種郵便物の最低料金の二倍の額

用紙一枚につき最高裁判所が定める額

提出一回につき第一種郵便物の最低料金に書留料を加えた額(外国に居住する当事者が外国から提出した書類については、当該外国からの郵便料金に相当する額)

当該官庁等に支払うべき手数料の額及び交付一回につき第一種郵便物の最低料金の二倍の額

用紙一枚につき最高裁判所が定める額

通常の方法により送付した場合における実費の額

裁判所が相当と認める額

その登録免許料の額

裁判所その他の官庁又は公証人に支払うべき手数料の額及び第七号の例により算定した費用の額

第六号から第八号までの例により算定した費用の額

提出の費用

十五 裁判所が支払うものを除き、強制執行又当該法令の規定により裁判所が定める額は担保権の実行に関する法令の定めるところにより裁判所が選任した管理人又は管財人が受ける報酬及び費用

十六 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七号の例により算定した費用の額

他の法令において準用する場合を含む。の規定による通知を書面でした場合の通知の費用

第二節 手数料  
第一節 手数料  
(申立ての手数料)

第三条 別表第一の上欄に掲げる申立てをするには、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

2 民事訴訟法第三百五十六号第三項又は第四百四十二号第一項の規定により和解又は支払命令の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされたときは、当該申立てをした者は、訴えを提起する場合の手数料の額から当該申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。

(訴訟の目的の価額等)  
第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第二十二号第一項及び第二十三号の規定により算定する。

2 財産権上の請求でない請求に係る訴えについては、訴訟の目的の価額は、三十五万円とみなす。

3 一の訴えにより財産権上の請求でない請求とその原因である事実から生ずる財産権上の請求とをあわせてするときは、多額である訴訟の目的の価額による。

4 第一項の規定は、別表第一の一〇の項の手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。

5 民事訴訟法第二十三号第一項の規定は、別表第一の一三の項の手数料の額の算出の基礎とされている額について準用する。

6 第一項及び第三項の規定は、別表第一の一四の項の手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。

7 前項の価額は、これを算定することができないときは、三十五万円とみなす。  
(手数料を納めたものとみなす場合)  
第五条 民事訴訟法第四百四十九号第二項(第四百六十三号第二項において準用する場合を含む。)、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第十九号又は家事審判法(昭和二十二年法律第五百五十二号)第二十六号第二項の訴えの提起の手数料については、前の訴えの提起又は調停の申立てについて納めた手数料の額に相当する額は、納めたものとみなす。

2 前項の規定は、民事調停法第十四号(第十五号において準用する場合を含む。)(の規定により調停事件が終了し、又は同法第十八号第二項の規定により調停に代わる決定が効力を失つた場合において、調停の申立人がその旨の通知を受けた日から二週間以内に調停の目的となつた請求についてす



る借地法（大正十年法律第四十九号）第八條ノ二第一項、第二項若しくは第五項、第九條ノ二第一項（第九條ノ四において準用する場合を含む。）又は第九條ノ三第一項（第九條ノ四において準用する場合を含む。）の規定による申立ての手数料について準用する。

（手数料未納の申立て）

第六條 手数料を納めなければならぬ申立てでその納付がないものは、不適法な申立てとする。

（裁判所書記官が保管する記録の閲覧、謄写等の手数料）

第七條 別表第二の上欄に掲げる事項の手数料は、同表の下欄に掲げる額とする。

（納付の方法）

第八條 手数料は、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙をはつて納めなければならない。

（過納手数料の還付等）

第九條 手数料が過大に納められた場合には、裁判所は、申立てにより、決定で、過大に納められた手数料の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

2 次の各号に掲げる申立てについてそれぞれ当該各号に定める事由が生じた場合においては、裁判所は、申立てにより、決定で、納められた手数料の額（第五条の規定により納めたものとみなされた額を除く。）から納めるべき手数料の額（同条の規定により納めたものとみなされた額を除く。）を控除し、各請求の価額に応じて算出された額に相当する額を千円に満たないときは、千円）を控除した金額の金銭を還付しなければならない。ただし、数個の請求の一部について当該各号に定める事由が生じた場合においては、既に納めた手数料の全部又は一部がなお係属する請求についても納められたものであるときは、その限度においては、この限りでない。

一 訴え若しくは控訴の提起又は民事訴訟法第七十一条若しくは第七十五条の規定若しくはこれらの規定の例による参加の申出

二 支払命令の申立て

三 民事調停法による調停の申立て

四 借地法第十四条ノ二の事件の申立て、同条の事件における参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）又はその申立て若しくは申出についての裁判に対する抗告（次号に掲げるものを除く。）の提起

五 上告の提起又は前号の申立て若しくは申出（原裁判所における却下の裁判の確定又は原裁判所が上告裁判所若しくは抗告裁判所に事件を送付する前における取下げ）

3 前二項の申立ては、一の手数料に係る申立ての申立人が二人以上ある場合においては、当該各申立人がすることが出来る。

4 第一項又は第二項の申立ては、その申立てをすることが出来る事由が生じた日から五年以内にならなければならない。

5 第一項又は第二項の申立てについてされた決定に対しては、即時抗告をすることが出来る。

6 第一項又は第二項の申立て及びその裁判に關しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第一編の規定を準用する。ただし、同法第十五条及び第三十二条の規定は、この限りでない。

（再使用証明）

第十條 前条第一項又は第二項の申立てにおいて、第八條の規定により納めた収入印紙を当該裁判所における他の手数料の納付について再使用したい旨の申出があつたときは、金銭による還付に代えて、還付の日から一年以内に限り再使用をすることが出来る旨の裁判所書記官の証明を付して還付すべき金額に相当する収入印紙を交付することが出来る。

2 前項の証明の付された収入印紙の交付を受けた者が、同項の証明に係る期間内に、当該収入印紙を提出してその額に相当する金額の金銭の還付を受けた旨の申立てをしたときは、同項の裁判所は、決定で、当該収入印紙の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

3 前条第五項及び第六項の規定は、前項の決定について準用する。

第二節 手数料以外の費用

第十一條 次に掲げる金額は、費用として、当事者等が納めるものとする。

一 裁判所が証拠調べ、書類の送達その他の民事訴訟等における手続上の行為をするため必要な印章に定める給付その他の給付に相当する金額

二 証拠調べ又は調停事件以外の民事事件若しくは行政事件における事実の調査その他の行為を裁判所外で行う場合に必要と裁判官及び裁判所書記官の旅費及び宿泊料で、証人の例により算定したものに相当する金額

2 前項の費用を納めるべき当事者等は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、申立てによつてする行為に係る費用についてはその申立人とし、職権でする行為に係る費用については裁判所が定める者とする。

（予納義務）

第十二條 前条第一項の費用を要する行為については、他の法律に別段の定めがある場合及び最高裁判所が定める場合を除き、裁判所は、当事者等はその費用の概算額を予納させなければならない。

2 裁判所は、前項の規定により予納を命じた場合においてその予納がないときは、当該費用を要する行為を行なわなければならない。

（郵便切手による予納）

第十三條 裁判所は、郵便物の料金に充てるための費用に限り、金銭に代えて郵便切手で予納させることができる。

第三節 費用の取立て

第十四條 第十一條第一項の費用で予納がないものは、裁判、裁判上の和解若しくは調停によりこれを負担することとされた者又は民事訴訟等に関する法令の規定により費用を負担すべき者から取り立てることができる。

（予納がない場合の費用の取立て）

第十五條 前条の費用の取立てについては、第十五條第一項の規定により費用を納めるべき者に対する場合にあつては記録の存する裁判所の決定により、その他の者に対する場合にあつては第一審の裁判所の決定により、民事訴訟法の規

定による強制執行をすることができ、この決定は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 第九条第五項及び第六項の規定は、前項の決定について準用する。

(訴訟上の救助により納付を猶予された費用の取立て)

第十六条 民事訴訟法第二百一十一条第二項又は第二百二十二条の規定により費用の支払を命ずる裁判は、強制執行に關しては、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 民事訴訟法第二百二十三条第一項前段の規定による費用の取立てについては、前条の規定を準用する。

(準用)

第十七条 民事訴訟法以外の法令において準用する同法の規定により救助を受け納付を猶予された費用の取立てについては、前条の規定を準用する。

第三章 証人等に対する給付

(証人の旅費の請求等)

第十八条 証人、鑑定人及び通事は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。ただし、正当な理由がなく、宣誓又は証言、鑑定若しくは通訳を拒んだ者は、この限りでない。

2 鑑定人及び通事は、鑑定料又は通訳料を請求し、及び鑑定又は通訳に必要な費用の支払又は償還を受けることができる。

3 証人、鑑定人及び通事は、あらかじめ旅費、日当、宿泊料又は前項の費用の支払を受けた場合において、正当な理由がなく、出頭せず、又は宣誓、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、その支払を受けた金額を返納しなければならぬ。

(説明者の旅費の請求等)

第十九条 民事訴訟法第三百十條第二項の規定による説明者及び事実の調査のために裁判所から

期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。

(調査の囑託をした場合の報酬の支給等)

第二十条 民事訴訟等に關する法令の規定により調査を囑託し、報告を求め、又は鑑定を囑託したときは、請求により、報酬及び必要な費用を支給する。民事訴訟等に關する法令の規定により保管人若しくは管理人を任命し、又は競売その他の行為を命じたときも、他の法令に別段の定めがある場合を除き、同様とする。

2 第十八条第三項の規定は、前項の費用について準用する。

(旅費の種類及び額)

第二十一条 旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道のある区間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の水路旅行に、路程賃は鉄道のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、航空賃は航空機を利用すべき特別の事由がある場合における航空旅行について支給する。

2 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に應ずる旅客運賃(はしけ賃及びびん橋賃を含むもの)とし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級以下で裁判所が相当と認める等級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては裁判所が相当と認める等級の運賃)に、急行料金(特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道三百キロメートル以上のある区間の旅行で片道三百キロメートル以上のものには特別急行料金、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには普通急行料金又は準急行料金)並びに裁判所が支給を相当と認める特別車両料金及び特別船室料金(これらのものに対する通行税を含む)によつて、路程賃は最高裁判所が定める額の範囲内において裁判所が定める額によつて、航空賃は現に支払

つた旅行運賃によつて、それぞれ算定する。

(日当の支給基準及び額)

第二十二条 日当は、出頭又は取調べ及びそれらのための旅行(以下「出頭等」という。)に必要な日数に応じて支給する。

2 日当の額は、最高裁判所が定める額の範囲内において、裁判所が定める。

(宿泊料の支給基準及び額)

第二十三条 宿泊料は、出頭等に必要な夜数に応じて支給する。

2 宿泊料の額は、最高裁判所が宿泊地を区分して定める額の範囲内において、裁判所が定める。

(本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額)

第二十四条 本邦(国家公務員等の旅費に關する法律(昭和二十五年法律第十四号)第二条第一項第四号に規定する本邦をいう。以下同じ。)と外国(本邦以外の領域(公海を含む。))をいふ。との間の旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、前三条に規定する基準を參照して、裁判所が相当と認めるところによる。

(旅費等の計算)

第二十五条 旅費(航空賃を除く。)並びに日当及び宿泊料の計算上の旅行日数は、最も経済的な通常の経路及び方法によつて旅行した場合の例により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(鑑定料の額等)

第二十六条 第十八条第二項又は第二十条第一項の規定により支給すべき鑑定料、通訳料、報酬及び費用の額は、裁判所が相当と認めるところによる。

(請求の期限)

第二十七条 この章に定める旅費、日当、宿泊

料、鑑定料その他の給付は、判決によつて事件が完結する場合においてはその判決があるまでに、判決によらないで事件が完結する場合においてはその完結の日から二月を経過した日までに請求しないときは、支給しない。ただし、やむを得ない事由によりその期限内に請求することができなかつたときは、その事由が消滅した日から二週間以内請求した場合に限り、支給する。

(裁判官の権限)

第二十八条 受命裁判官、受託裁判官又はその他の裁判官が証人尋問その他の手続を行なう場合には、この章の規定による給付に關し裁判所が定めるべき事項は、当該裁判官が定める。ただし、当該裁判官が自ら定めることが相当でないとき、この限りでない。

第四章 雜則

(郵便切手の管理)

第二十九条 第十三条の規定により予納させた郵便切手の管理に關する事務は、最高裁判所が指定する裁判所書記官が取り扱う。

2 前項の裁判所書記官の責任については、物品管理法(昭和三十一年法律第十三号)に規定する物品管理職員の責任の例による。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の郵便切手の管理について必要な事項は、最高裁判所が定める。

(最高裁判所規則)

第三十条 この法律に定めるもののほか、民事訴訟等における証人等に対する裁判所の給付の実施その他この法律の施行に關して必要な事項は、最高裁判所が定める。

附則

この法律は、別に法律で定める日から施行する。

別表第一

項	上	欄	下	欄
一	訴え(反訴を除く)の提起		訴訟の目的の価額に依りて、次に定めるところにより算出して得た額 (一) 訴訟の目的の価額が三十万円までの部分 その価額五万円までごとに 五百円 (二) 訴訟の目的の価額が三十万円をこえ五百円までの部分 その価額五万円までごとに 三百五十円 (三) 訴訟の目的の価額が百万円をこえる部分 その価額十万円までごとに 五百円	
二	控訴の提起(四の項に掲げるものを除く)		一の項により算出して得た額の一・五倍の額	
三	上告の提起(四の項に掲げるものを除く)		一の項により算出して得た額の二倍の額	
四	請求について判断をしなかつた判決に対する控訴又は上告の提起		二の項又は三の項により算出して得た額の二分の一の額	
五	請求の変更		変更後の請求につき一の項(請求について判断した判決に係る控訴)における請求の得た額から変更前の請求に係る手数料の額を控除した額	
六	反訴の提起		一の項(請求について判断した判決に係る控訴)における反訴の提起にあつては、二の項(請求について判断した判決に係る控訴)の目的の価額を算出して得た額。ただし、本訴とこの額を同じくする反訴について、この額から本訴に係る訴訟の目的の価額について一の項(請求について判断した判決に係る控訴)における反訴の提起にあつては、二の項(請求について判断した判決に係る控訴)により算出して得た額を控除した額	
七	民事訴訟法第七十一条又は第七十五条の規定による参加の申出		一の項(請求について判断した判決に係る控訴)又は三の項(請求について判断した判決に係る控訴)第一審において請求について判断しなかつた判決に係る上告審において参加しなかつた二の項(請求について判断した判決に係る控訴)により算出して得た額	
八	再審の訴えの提起	(1) 簡易裁判所に提起するもの (2) 簡易裁判所以外に提起するもの	五百円 千円	

九	和解の申立て		五百円
一〇	支払命令の申立て		請求の目的の価額に依りて、一の項により算出して得た額の二分の一の額
一一	一 不動産の強制競売の申立て、債権の差押命令の申請、競売法(明治三十一年法律第十五号)の規定による不動産の競売の申立てその他裁判所による強制執行又は競売の申立て 二 民事訴訟法第七百三十三条又は第七百三十四条の申立て 三 民事訴訟法の規定による仮差押え又は仮処分申請 四 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)の規定による執行停止の申立て 五 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第三十三条第一項の規定による仮処分命令の申請その他の登記又は仮登記に係る法令の規定による仮登記又は仮登記の仮処分命令の申請		五百円
一二	破産の申立て(債権者がするものに限る)、和議開始の申立て、更生手続開始の申立て又は企業担保権の実行の申立て		三千円
一三	借地法第十四条ノ二の事件の申立て又は同条の事件における参加の申出(申立人として参加する場合に限る)	借地法第八條ノ二第二項の規定による裁判を求めるときは借地権の目的である土地の価額の十分の三に相当する額を、その他の裁判を求めるときは借地権の目的である土地の価額を基礎とし、その額に依りて、次に定めるところにより算出して得た額 (一) 基礎となる額が三十万円までの部分 その額五万円までごとに 二百円 (二) 基礎となる額が三十万円をこえ百万円までの部分 その額五万円までごとに 百五十円 (三) 基礎となる額が百万円をこえる部分 その額十万円までごとに 二百円	
一四	民事調停法による調停の申立て	調停を求めるときは借地権の目的である土地の価額に依りて、次に定めるところにより算出して得た額 (一) 調停を求めるときは借地権の目的である土地の価額に依りて、次に定めるところにより算出して得た額 (二) 調停を求めるときは借地権の目的である土地の価額に依りて、次に定めるところにより算出して得た額 (三) 調停を求めるときは借地権の目的である土地の価額に依りて、次に定めるところにより算出して得た額	二百円 三百円 二百円 二百円

<p>一五 家事審判法第九條第一項乙類に掲げる事 定する事件についての調停の申立て</p>	<p>一六 民事訴訟法第七百六十四條の規定による 公示催告の申立て、同法第七百九十六條 の規定による申立て、非訟事件手続法第 九條第一項甲類に掲げる事件の審判の 申立て、第九條第一項乙類に掲げる事 の審判の申立て、第九條第一項丙類に 掲げる事件の審判の申立て、第九條第 二項又は第十條の他の項に掲げる申 立て及びこの表の他の項に掲げる申 立てを除く。</p>	<p>一七 イ 民事訴訟法の規定による特別代理人 の選任の申立て、弁護士でない者を訴 訟代理人に選任することの許可を求め る申立て、忌避の申立て、訴訟引受け の申立て、裁判所書記官の処分に対す る異議の申立て、訴訟の提起前におけ る証拠保全の申立て、受命裁判官にお ける証人宣誓の申立て、小切手訴訟の 申立て、手形訴訟若しくは小切手訴訟 の終局判決に対する異議の申立て、同 法の規定による強制執行の停止、開始 若しくは続行を命ずる若しくは強制開 分の取消しを命ずる若しくは強制開始 の執行文の付与に対する異議の申立て て、執行裁判所が対する強制執行の方 法に對する異議の申立て、同法第六百 八十八條第一項の管理命令若しくは同 法第六百九十九條の引渡命令の申 立て、同法第七百九條の申立てによる 船舶の航行の許可を求める申立て、同 法の規定による仮差押決定若しくは仮 処分決定に対する仮差押決定若しくは 仮処分決定若しくは仮差押決定の申 立て</p> <p>ロ 参加（破産法（大正十一年法律第七 十一号）和議法（大正十一年法律第七 十二号）会社更生法（昭和二十七年 法律第七十二号）の規定による参 加及び第七項又は一三の項に掲げる参 加を除く）の申出又は申立て</p> <p>ハ 破産法第三百六十六條ノ二第一項の 規定による免責の申立て若しくは同法 第三百六十七條第一項の規定による復 権の申立て、行政事件訴訟法の規定に よる執行停止決定の取消しの申立て、 労働組合法（昭和二十四年法律第七 十四号）第二十七條第四項の規定によ る申立て又は家事審判法第十五條の三 の規定による申立て</p>
<p>三百円</p>	<p>二百円</p>	<p>百円</p>

<p>ニ 執行官の処分に対する異議の申立て ホ 最高裁判所の規則の定めによる申立 てのうちイに掲げる申立てに類似する ものとして最高裁判所が定めるもの</p>	<p>一八 抗告の提起 (1) 一一の項ロ、ハ、ニ 若しくはホ、一五の項 又は一六の項に掲げる 申立てについての裁判 (抗告裁判所の裁判を 含む)に対するもの (2) 一三の項に掲げる申 立て又は申出について の裁判（不適法として 却下したものを除き、 抗告裁判所の裁判を含 む）に対するもの (3) (1)及び(2)以外のもの</p>	<p>一九 民事訴訟法第四百二十九條の規定による 再審の申立て</p> <p>この表の各項の上欄に掲げる申立てには、当該申立てについての規定を準用し、又はその例によるものとする規定による申立てを含むものとする。</p>
<p>それぞれ申立ての手数料の額の一・五倍の額</p>	<p>一三の項により算出して得た一・五倍の額</p>	<p>二百円 三百円</p>

別表第一

項	上	下
一	記録の閲覧又は謄写（事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。）	一件につき五十円
二	記録の正本、謄本又は抄本の交付	用紙一枚につき五十円
三	事件に関する事項の証明書の交付	一件につき五十円（記録の写しについて原本の記載と相違ない旨の証明に係るものについては、原本十枚までごとに五十円）
四	執行力のある正本の付与	一通につき百円

理由 民事訴訟費用等に関する法制を整備し、訴訟費用の範囲の明確化、手数料の合理化、証人等に対する給付の充実等を図ることによつて、この制度の適正円滑な運用を確保するため、新たに民事訴訟費用等に関して必要な事項を定めた法律を制定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

刑事訴訟費用等に関する法律案  
刑事訴訟費用等に関する法律  
（趣旨）  
第一条 刑事の手続における訴訟費用の範囲及び

裁判所又は裁判官が行なう刑事の手續における証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人（以下「証人等」と総称する。）又は弁護人に対する給付については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（訴訟費用の範囲）

第二条 刑事の手續における訴訟費用は、次に掲げるものとする。

- 一 公判期日若しくは公判準備につき出頭させ、又は公判期日若しくは公判準備において取り調べた証人等に支給すべき旅費、日当及び宿泊料
- 二 公判期日又は公判準備において鑑定、通訳又は翻訳をさせた鑑定人、通訳人又は翻訳人に支給すべき鑑定料、通訳料又は翻訳料及び支払い、又は償還すべき費用
- 三 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三十八條第二項の規定により弁護人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬（証人等の旅費）

第三条 証人等の旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道のある区間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の水路旅行に、路程賃は鉄道のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、航空賃は航空機を利用すべき特別の事由がある場合における航空旅行について支給する。

2 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に應ずる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含むもの）とし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には、運賃の等級を三等級に区分するものについては中級以下で裁判所が相当と認める等級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては裁判所が相当と認める等級の運賃、急行料金（特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道三百キロメートル以上のもの）には特別急行料金、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには普通急行料金又は準

急行料金）並びに裁判所が支給を相当と認める特別車両料金及び特別船室料金（これらのものに対する通行税を含む。）によつて、路程賃は最高裁判所が定める額の範囲内において裁判所が定める額によつて、航空賃は現に支払つた旅客運賃によつて、それぞれ算定する。

（証人等の日当）

第四条 証人等の日当は、出頭又は取調べ及びそれらのための旅行（以下「出頭等」という。）に必要な日数に應じて支給する。

- 2 日当の額は、最高裁判所が定める額の範囲内において、裁判所が定める。

（証人等の宿泊料）

第五条 証人等の宿泊料は、出頭等に必要な夜数に應じて支給する。

2 宿泊料の額は、最高裁判所が宿泊地を区分して定める額の範囲内において、裁判所が定める。

（証人等の本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額）

第六条 証人等の本邦（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第二條第一項第四号に規定する本邦をいう。以下同じ。）と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。）との間の旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、前三條に規定する基準を参酌して、裁判所が相当と認めるところによる。

（鑑定料等）

第七条 鑑定人、通訳人又は翻訳人に支給すべき鑑定料、通訳料又は翻訳料及び支払い、又は償還すべき費用の額は、裁判所が相当と認めるところによる。

（弁護人の旅費、報酬等）

第八条 刑事訴訟法第三十八條第二項の規定により弁護人に支給すべき旅費、日当及び宿泊料については、第三條から第五條までの規定を準用する。ただし、弁護人が期日に出席し、又は取調べ若しくは処分立ち会つた場合に限り、

2 刑事訴訟法第三十八條第二項の規定により弁

護人に支給すべき報酬の額は、裁判所が相当と認めるところによる。

（旅費等の計算）

第九条 旅費（航空賃を除く。）並びに日当及び宿泊料の計算上の旅行日数は、最も経済的な通常の経路及び方法によつて旅行した場合の例により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

（請求の期限）

第十条 第二条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付は、裁判によつて訴訟手續が終了する場合においてはその裁判があるまでに、裁判によらないで訴訟手續が終了する場合においては訴訟費用を負担させる裁判があるまでに請求しないときは、支給しない。ただし、やむを得ない事由によりその期限内に請求することができなかつたときは、この限りでない。

（裁判官の権限）

第十一条 受命裁判官又は受託裁判官が証人尋問その他の手續を行なう場合には、この法律の規定（第八條第二項を除く。）による給付に關し裁判所が定めるべき事項は、当該裁判官が定める。ただし、当該裁判官が自ら定めることが相当でないときは、この限りでない。

2 前項本文の規定は、受命裁判官及び受託裁判官以外の裁判官が証人尋問その他の手續を行なう場合について準用する。

（最高裁判所規則）

第十二條 この法律に定めるもののほか、刑事の手續における証人等又は弁護人に対する裁判所の給付の実施に關して必要な事項は、最高裁判所が定める。

附則

この法律は、別に法律で定める日から施行する。

理由

刑事訴訟費用等に関する法制を整備し、訴訟費用の範囲の明確化、証人等に対する給付の充実等を図ることによつて、この制度の適正円滑な運用を確保するため、新たに刑事訴訟費用等に関する必要な事項を定めた法律を制定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法

民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第 号）及び刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第 号）は、昭和四十六年七月一日から施行する。ただし、民事訴訟費用等に関する法律第二章第一節の規定（第九條第一項の還付に關する部分を除く。以下同じ。）は、同年十月一日から施行する。

（民事訴訟費用法等の廃止）

- 第一条 次に掲げる法律は、廃止する。
  - 一 民事訴訟費用法（明治二十三年法律第六十四号）
  - 二 民事訴訟用印紙法（明治二十三年法律第六十五号）
  - 三 商事非訟事件印紙法（明治二十三年法律第六十六号）
  - 四 刑事訴訟費用法（大正十年法律第六十八号）
  - 五 訴訟費用臨時措置法（昭和十九年法律第二十号）

（経過措置）

第三条 民事訴訟費用等に関する法律（以下「新法」という。）の施行前に提起された事件に係る当事者等（同法第二条に規定する当事者等という。以下この条において同じ。）又はその他の者

が負担すべき民事訴訟等の費用については、この法律に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

2 前項の事件に係る申立てで新法第二章第一節の規定の施行後にされたもの手数料並びに新法の施行後に開始された新法第十一条第一項の費用を要する行為に係るその費用及び当該行為についての新法第三章に定める給付については、新法の規定を適用する。ただし、新法施行前に要したものである場合は、この限りでない。

3 第一項の事件につき同項の規定により旧民事訴訟費用法の例による場合においては、同法第一条中「以下敷条」とあるのは、「以下敷条及び民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法（昭和四十六年法律第...号）第三条第二項ノ規定ニ依リ適用サルル民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第...号）」とする。

4 新法の施行後新法第二章第一節の規定の施行前に提起された事件に係る当事者等又はその他が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲に属すべき申立ての手数料については、なお従前の例による。

5 新法の施行前に第七条の規定による改正前の民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第百六条第一項の規定によつてされた予納命令及び予納は、新法の規定の適用については、新法第十二条第一項の規定による予納命令又は予納とみなす。

4 新法第二章第一節の規定の施行前に申し立てられた新法別表第二の上欄に掲げる事項の手数料の納付については、なお従前の例による。

5 新法中過大に納められた手数料の還付に關する規定は、新法の施行前にその事由が生じたものについても、適用する。

(民事訴訟法の一部改正)  
第七條 民事訴訟法の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。  
第二百二十八條第一項中「訴状ニ印紙ヲ貼用セザル」を「訴ノ提起ノ手数料ヲ納付セザル」に改める。  
第三百七十四條中「控訴状ニ印紙ヲ貼用セザル」を「控訴ノ提起ノ手数料ヲ納付セザル」に改める。

第三百八十四條ノ二第一項中「控訴状ニ貼用スベキ印紙金額」を「控訴ノ提起ノ手数料トシテ納付スベキ金額」に改める。  
(借地法の一部改正)  
第八條 借地法（大正十年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十四條ノ十五を削り、第十四條ノ十六を第十四條ノ十五とする。  
(抵当証券法の一部改正)  
第九條 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四條中「民事訴訟費用法第十六條及民事訴訟用印紙法第十六條」を「民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第...号）」に改める。  
(抵当証券法の一部改正に伴う経過措置)  
第十條 前條の規定による抵当証券法の一部改正に伴う経過措置については、第三條第一項から第四項までの規定の例による。

(家事審判法の一部改正)  
第十一條 家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四條中「裁判所書記」及び「書記」を「裁判所書記官」に改める。  
第六條を次のように改める。  
第六條 削除  
(民事調停法の一部改正)  
第十二條 民事調停法（昭和二十六年法律第二百

二十二号）の一部を次のように改正する。  
第十條を次のように改める。  
第十條 削除

(刑事訴訟法の一部改正)  
第十三條 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。  
第七十三條中「鑑定料及び立替金の弁償を請求する」を「鑑定料を請求し、及び鑑定に必要な費用の支払又は償還を受ける」に改め、同條に次の一項を加える。

鑑定人は、あらかじめ鑑定に必要な費用の支払を受けた場合において、正当な理由がなく、出頭せず又は宣誓若しくは鑑定を拒んだときは、その支払を受けた費用を返納しなければならぬ。  
(檢察審査會法の一部改正)  
第十四條 檢察審査會法（昭和二十三年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十九條中「刑事訴訟費用法及び訴訟費用等臨時措置法」を「刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第...号）」に改める。  
第三十九條中「刑事訴訟費用法及び訴訟費用等臨時措置法」を「刑事訴訟費用等に関する法律」に改める。

第四十條中「檢察官適格審査委員會」を「檢察官適格審査會」に改める。  
(刑事訴訟法施行法の一部改正)  
第十五條 刑事訴訟法施行法（昭和二十三年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「五円」を「二十円」に改める。  
第十一條第一項中「十円」を「五十円」に改める。  
(刑事訴訟法施行法の一部改正に伴う経過措置)  
第十六條 この法律の施行前に請求に係る刑事訴訟法施行法第十條第一項の費用及び同法第十一條第一項の手数料については、なお従前の例による。

(公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法の一部改正)  
第十七條 公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。  
檢察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法  
第一條を削る。

第二條第一項中「刑事訴訟法」の下に「（昭和二十三年法律第百三十一号）」を加え、「且つ、立替金の弁償」を「かつ、鑑定、通訳又は翻訳に必要な費用の支払又は償還」に改め、同條第二項中「弁償金の額は、前條第一項の例による」を「費用の額については、刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第...号）第三条から第七條まで及び第九條の規定を準用する。」に改め、これらの規定中「裁判所」とあるのは、「檢察官」と読み替へるものとすに改め、同條第三項を削り、同條の条名を削り、第一項に項番号を附する。

(公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法の一部改正に伴う経過措置)  
第十八條 前條の規定による公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法の一部改正に伴う経過措置については、第六條の規定の例による。

(特許法の一部改正)  
第十九條 特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第六十九條第二項中「第百二條並びに第百六條」を「並びに第百二條」に改め、同條第四項中「及び第百六條（費用の予納）」を削り、同條第六項を次のように改める。

6 審判における費用の範囲、額及び納付並びに審判における手続上の行為をするために必要な給付については、その性質に反しない限

による。

り、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第 号）中これらに関する規定（第二章第一節及び第三節に定める部分を除く。）の例による。

附則

この法律（第一条を除く。）は、昭和四十六年七月一日から施行する。

理由

民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律の施行期日並びにこれらの法律の施行に伴う経過措置を定めるとともに、関係法律の規定を整理する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十六年三月十三日印刷

昭和四十六年三月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A